



車場2・3・4・5丁目
中野1・2・4丁目

荻島1丁目



結、川口



柄目木

秋葉1・2丁目



らすことができます。
市では、このように浄化槽を雨水貯留槽に転用する工事を助成しています。工事費の三分の二以内、八万円を限度として助成します。

●問い合わせ 下水道課維持管理係 ☎24 2111 内線53 (へ)。

好きです！きれいなまち・新津

ポイ捨てしな宣言!!



新津市内では、空き缶やタバコの吸い殻、ガムなどのポイ捨てが、条例により禁じられています。
※市民と市内通行者に適用

違反者には 指導・勧告・命令
…最終的には5万円以下の罰金

市民生活課
環境衛生係
☎24-2111
内線232

快適な暮らしのために 下水道を利用しましょう

「きれいな川や海、豊かな自然環境の中で快適に暮らしたい」それは私たちの願いです。市ではこうした生活環境をつくるため、昭和四十七年度から下水道整備を進めています。今年度末で下水道の普及率は全市の約五七割に達します。下水道を積極的に利用して、澄んだ川の流れを守りましょう。



西古津、古津、東島

3年以内に トイレの水洗化は

下水道処理区域として供用開始が告示された区域では、告示後三年以内にくみ取り式便所を水洗トイレに改造することが、法律で義務付けられています。また、台所や風呂場、洗濯場などからの排水は、下水道が利用できるようになったら、速や

- 供用を開始する区域 車場2、5丁目、中野1・2・4丁目、荻島1丁目、結、川口、秋葉1・2丁目、東島、古津、西古津、柄目木の各一部(38%)
- 供用を開始する日 3月31日(日)

荻川地区や東島 秋葉などで供用開始

新たに下水道の供用が開始されるのは、上図と次図の図の区域です。該当する区域の方は早めに排水設備工事を行い、下水道へ接続してください。

不要になった 浄化槽も有効利用

下水道を利用すると浄化槽が不要となりますが、浄化槽を埋めずに宅地内に降った雨を貯めて草花の水やりなどに利用すると、雨水資源の有効利用や豪雨時の排水路や雨水管の負担を減

かに排水設備工事を行い、下水道へ接続してください。浄化槽で水洗トイレを使用されている方も、下水道が使えるようになったら浄化槽は使わず、速やかに公共下水道へ接続してください。

せつかく公共下水道工事をし整備面積を広げても、この排水設備がすべての家庭や事業所などに設置されないと、皆さんの税金が有効利用されないだけでなく、下水道の目的や効果が十分に発揮されません。既に供用開始されている区域内で下水道に接続していない方は、速やかに下水道へ接続してください。

新津の「今」を伝えます

新津市内の各世帯に配布されている『広報にいつ』では、この欄に市内業者などの広告を掲載していますが、インターネット版『広報にいつ(PDFファイル)』では市からのお知らせなどを載せています。